

会 議 の 経 過

議 長（下田敏美君）

起立願います。

おはようございます。

着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（下田敏美君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

おはようございます。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書1ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、令和6年10月8日、専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書3ページをご覧ください。あわせて、説明補足資料1ページの新旧対照表もご覧ください。

本条例は、国民健康保険法の一部改正により、国民健康保険の被保険者証が廃止され、被

保険者証の返還に応じない場合に過料を科す規定を削除するとともに、字句の整理を行うため、所要の改正を行ったものであります。

改正内容であります。第12条中「第9項」を「第5項」に改め、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてもこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものであります。

附則につきましては、施行期日を定めたものであります。

以上で承認第10号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で承認第10号 専決処分の承認を求めることについてを終わります。

次に、日程第3 承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

承認第11号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書4ページをお開き願います。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、令和6年度六戸町一般会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年10月1日に専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

6ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、既定予算に1,221万5,000円を追加し、予算総額を140億8,691万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。表紙に令和6年10月1日と記載している説明書をご準備願います。

3ページをお開き願います。

この補正予算は、令和6年10月27日に行われました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る執行経費でございます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

15款国庫支出金、3項委託金に、衆議院議員総選挙事務委託金として1,221万5,000円を計上いたしました。

5ページをお開き願います。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員選挙費は、17節備品購入費に最高裁国民審査投票読取集計機及び投票用紙自動交付機の購入費390万5,000円を計上したほか、投票立会人や職員等の人件費、その他事務費をそれぞれ計上し、目の計で1,221万5,000円を計上いたしました。

以上で承認第11号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを終わります。

次に、日程第4 議案第45号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林 章君）

議案第45号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてご説明いたします。

議案書8ページからとなります。あわせて、別冊の説明補足資料1ページもご参照願います。

変更内容は、青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である西北五環境整備事務組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、組合同約の別表第1から「西北五環境整備事務組合」を削除するものでございます。

附則は、施行期日を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第46号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (小林 章君)

議案第46号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてご説明いたします。

議案書11ページからとなります。あわせて、別冊の説明補足資料2ページから3ページもご参照願います。

変更内容は、青森県市町村総合事務組合の構成団体である西北五環境整備事務組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、組合同約の別表第1及び別表第2第8号から「西北五環境整備事務組合」を削除するものであります。

附則は、施行期日を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

議長 (下田敏美君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第47号 六戸町犯罪被害者等支援条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(小林 章君)

議案第47号 六戸町犯罪被害者等支援条例案についてご説明いたします。

議案書14ページからとなります。あわせて、別冊の説明補足資料4ページもご参照願います。

本条例案は、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定め、被害者支援を推進するため、新たに制定するものであります。

内容についてご説明いたします。15ページをご覧ください。

第1条は、本条例の目的を定めるものであります。

第2条は、用語の定義を定め、次のページ中ほどの第3条は、犯罪被害者等支援における

基本理念を定めております。

17ページの第4条は、町の責務を、第5条は、町民及び事業者の責務を、第6条は、犯罪被害者等からの相談や関係機関との連携についてそれぞれ定めております。

18ページの第7条は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るための見舞金支給について定め、第8条は、日常生活の支援について、第9条は、居住の安定について、第10条は、雇用の安定についてそれぞれ定めております。

19ページの第11条は、広報活動による町民及び事業者の理解の増進について定め、第12条は、支援団体の活動促進を図るための情報提供など、民間支援団体に対する支援について定め、第13条は、支援の制限について定めております。

20ページの附則第1項は、施行期日を令和7年4月1日とするものであり、附則第2項は、六戸町営住宅管理条例第9条第5項に「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等」を加えるものであります。

以上で議案第47号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 六戸町犯罪被害者等支援条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第48号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林 章君）

議案第48号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書21ページからとなります。あわせて、別冊の説明補足資料5ページも参照願います。

今回の改正は、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるものであります。

改正内容につきまして、ご説明いたします。

22ページの第1条の改正は、令和6年12月支給の期末手当の支給割合を100分の10引き上げ、100分の175とするものであります。

第2条の改正は、令和7年度の6月と12月の支給割合をそれぞれ100分の170とするものであります。

附則は、施行日、適用日等を定めたものであります。

以上で議案第48号の説明を終わります。

議長 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、よって、議案第48号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第49号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林 章君）

議案第49号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書23ページからとなります。あわせて、別冊補足資料の6ページもご参照願います。

今回の改正は、特別職の職員の期末手当の支給割合を改めるものがあります。

改正内容につきまして、ご説明いたします。

24ページの第1条の改正は、令和6年12月支給の期末手当の支給割合を100分の10引き上げ、100分の175とするものであります。

第2条の改正は、令和7年度の6月と12月の支給割合をそれぞれ100分の170とするものであります。

附則は、施行日、適用日等を定めるものであります。

以上で議案第49号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第50号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林 章君）

議案第50号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書は26ページから、別冊の説明補足資料は7ページからとなります。

今回の改正は、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に準拠し、職員の給料月額並びに初任給調整手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定するものであります。

改正内容につきまして、ご説明いたします。

まず、27ページの第1条の改正は、六戸町職員の給与に関する条例第8条の2に定める初任給調整手当を41万6,600円と5万1,600円に改めるものであり、第18条は、職員の期末手当について、令和6年12月の支給割合を一般職は100分の5引き上げ100分の127.5に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の2.5引き上げ100分の71.25とするものであります。

左から6行目の第19条は、寒冷地手当を引き上げるもので、1万9,800円、1万1,400円、8,200円にそれぞれ改めるものであります。

左から4行目の第21条は、勤勉手当について、令和6年12月の支給割合を一般職は100分の10引き上げ100分の107.5に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の7.5引き上げ100分の53.75とするものであります。

29ページから41ページの別表第1から別表第3までは、給料月額を3,300円から3万600円程度引き上げるもので、令和6年4月1日から適用するものであります。

42ページの第2条の改正は、職員の期末手当について、令和7年度の6月と12月の支給割合を、一般職はそれぞれ100分の125に、定年前再任用短時間勤務職員についてはそれぞれ100分の70とするもので、勤勉手当については令和7年度の6月と12月の支給割合を、一般職はそれぞれ100分の102.5に、定年前再任用短時間勤務職員はそれぞれ100分の50とするものであります。

附則は、施行期日、適用日等を定めるものであります。

以上で議案第50号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第51号 六戸町下水道事業整備基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

議案第51号 六戸町下水道事業整備基金条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書44ページと45ページになります。あわせて、説明補足資料の28ページもご覧ください。

本条例案は、令和6年度より新たに地方公営企業法を適用した下水道事業会計が開始されたことに伴い、設置目的など所要の一部改正を行うため提案するものであります。

45ページをご覧ください。

改正内容としましては、第1条中の「整備に要する経費」を「円滑な運営に資するとともに、下水道の建設改良工事や地方債の償還及び施設の更新に係る経費等」に改めるものであります。

附則は、第1項で施行期日を定め、第2項では、小松ヶ丘排水施設建設基金条例を廃止とするもので、第3項は、廃止する基金の現金を六戸町下水道事業整備基金に引き継ぐものとするものであります。

以上で議案第51号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 六戸町下水道事業整備基金条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第52号 義務教育学校新設に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

議案第52号 義務教育学校新設に伴う関係条例の整理に関する条例案についてご説明いたします。

議案書は46ページになります。あわせて、補足資料の29ページもご参照願います。

本案は、令和7年4月1日新設の六戸町立義務教育学校六戸学園開校に伴い、9件の関係条例を改正するため提案するものでございます。

議案書47ページをお願いします。

第1条の六戸町職員の給与に関する条例の一部改正は、別表第3備考に教育職給料表の職員種別の「中学校、小学校」を「義務教育学校」に改めたほか、条文の整理を行います。

第2条の、六戸町総合体育館使用料徴収条例の一部改正は、小学生に係るトレーニングルームの使用について、別表備考に「義務教育学校の前期課程の児童」を追加します。

第3条の六戸町学童保育所設置条例の一部改正は、第1条及び第4条中の「町立小学校」を「六戸学園」に、「1年生から6年生までの者」を「前期課程に在学している者」に改め、別表中の各なかよし会の名称から「小学校」を削除します。

48ページをお願いします。

第4条の六戸町公園条例の一部改正は、総合運動公園の利用者の範囲について、別表第3に子供の要件として「義務教育学校の後期課程」を追加します。

第5条の六戸町民バス条例の一部改正は、六戸学園に通学する児童生徒のバス利用について「無料」とすることから、「回数券」と「無料乗車券」の廃止など、第4条以降それぞれ所要の改正を行います。

49ページをお願いします。

第6条の六戸町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正は、別表中「六戸町立学校設置条例」を「六戸町立義務教育学校設置条例」に改めます。

第7条の六戸町暴力団排除条例の一部改正は、第8条中の学校の規定に「義務教育学校の後期課程」を追加します。

第8条の六戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、学校の規定に「義務教育学校」及び「義務教育学校の前期課程」を追加し、第3条、第11条及び第27条について、連携する施設に「義務教育学校」及び「義務教育学校の前期課程」をそれぞれ追加します。

50ページをお願いします。

第9条の六戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、第5条、第18条、第20条について、対象となる学校の規定に「義務教育学校」及び「義務教育学校の前期課程」をそれぞれ追加します。

附則では、施行期日を令和7年4月1日としております。

以上で議案第52号の説明とします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

高坂議員。

8 番（高坂 茂君）

条文の中に、前期課程、後期課程という文言が出てきておりますけれども、この定義を教えてください。

議長（下田敏美君）

教育長。

教育長（瀧口孝之君）

義務教育学校の前期課程というのは、今の小学校の1学年から6学年のことを指します。

同じく、後期課程は、今の中学校でいうと中学校1学年から3学年のことをいうということ
とでご理解ください。

8 番（高坂 茂君）

分かりました。

議 長（下田敏美君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 義務教育学校新設に伴う関係条例の整理に関する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第53号 六戸町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（辻浦宗典君）

議案第53号 六戸町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書51ページからとなります。あわせて、補足資料34ページもご覧願います。

本条例案は、子ども医療費助成の対象年齢の見直しにより改正するものでございます。

議案書52ページをご覧願います。

今回の改正内容は、子供の対象年齢を高校卒業年度相当年齢の18歳以下に拡大し、3年間の実施期間を廃止するものでございます。

附則は、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第53号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 六戸町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第54号 令和6年度六戸町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (吉田英輔君)

議案第54号 令和6年度六戸町一般会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。

議案書は53ページとなります。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、既定予算に6,585万3,000円を追加し、予算総額を141億5,277万2,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、57ページの第2表地方債補正のとおり、予算の補正に合わせてそれぞれ限度額を変更するものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。表紙に令和6年12月と記載されている説明書をご準備願います。

3ページをお開き願います。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

11款地方交付税は、予算調整により普通交付税を2,300万8,000円増額計上。

15款国庫支出金、1項国庫負担金は、障害者給付費の歳出予算の補正に対する国庫負担分として1,427万9,000円を増額計上。

2項国庫補助金は、6節、高齢者施設の防災改修等に対する地域介護・福祉空間整備推進交付金や、次のページでございます、7節、マイナンバー制度の次期システム設計等に対する社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、目の計で871万6,000円を計上。

16款県支出金、1項県負担金は、障害者給付費の歳出予算の補正に対する県負担分として、714万円を増額計上いたしました。

2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は、輸出用米の作付拡大に対する補助金の新設に伴い新市場開拓用米新規拡大支援事業費補助金3万7,000円を計上。6目教育費県補助金は、事業費の減により学校における働き方改革推進事業費補助金118万7,000円を減額計上いたしました。

6ページをお開き願います。

22款町債、1項町債、2目農林水産債は、事業費の増加により、3目教育債及び4目緊急防災・減災事業債は、義務教育学校建設事業の財源精査によりそれぞれ所要額を補正計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

歳出全体では各款項にわたり、最低賃金の改定や青森県人事院勧告に伴う人件費の調整、金利引上げに伴う基金利息の調整、価格高騰に伴う燃料費や光熱水費の調整を行っております。

8ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、17節備品購入費に来年度の職員増員に伴う机、椅子ほかで187万9,000円を計上。

18節負担金、補助及び交付金に、マイナンバー制度の中間サーバープラットフォーム次期システム設計・構築経費交付金を国庫補助金と同額の387万6,000円を計上いたしました。

次のページをご覧ください。

8目情報施策推進費は、17節備品購入費に来年度の職員増員に伴う業務用パソコンほかで228万6,000円を計上。

9目町民バス運行費は、10節需用費に冬タイヤの購入費や修繕料で716万8,000円を増額計上いたしました。

次のページをご覧ください。

2 項徴税费、1 目賦課徴收费は、12 節委託料に仕様の確定や保守業務内での対応により委託業務が不要となったことに伴い、地方税電子化等対応業務ほかで589万6,000円を減額計上いたしました。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費は、12 節委託料に国の仕様変更により今年度は改修を行わないことから、戸籍、戸籍附票の標準準拠システム改修業務1,005万4,000円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、18 節負担金、補助及び交付金に高齢者施設の防災改修等のための地域介護・福祉空間整備推進交付金を国庫補助金と同額の484万円を計上いたしました。

次のページでございます。

3 目障害者福祉費は、19 節扶助費に障害者給付費の見込みにより障害福祉サービス介護・訓練等給付費ほかで2,855万8,000円を増額計上いたしました。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費は、19 節扶助費に子ども医療費助成の見込みにより193万3,000円を増額計上いたしました。

次のページでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目母子保健費は、22 節償還金、利子及び割引料に前年度に交付された出産・子育て応援交付金の精算に伴う返還金として153万1,000円を計上いたしました。

次のページでございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費は、18 節負担金、補助及び交付金に輸出用米の作付拡大に対する新市場開拓用米新規拡大支援事業補助金を県補助金とほぼ同額の3万8,000円を計上。

6 目農村整備費は、18 節負担金、補助及び交付金に県営事業費の増加により県営館野溜池防災重点農業用ため池緊急整備事業負担金1,008万円を増額計上いたしました。

16 ページをお開き願います。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路橋りょう維持費は、13 節使用料及び賃借料に除雪車両賃貸借料の確定により647万9,000円を減額計上。

4 目交通安全施設費は、14 節工事請負費に六戸学園の開校に当たり、夜間における横断歩

道の安全確保のための官庁街線街路灯設置工事ほかで275万円を計上いたしました。

18ページをお開き願います。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費は、12節委託料にシステム内容の見直しにより総合型校務支援システム稼働事業264万円を減額計上。

4目学校建設費は、10節需用費に六戸学園の部分引渡し後に発生する電気代や上下水道料の光熱水費として395万9,000円を増額計上。

12節委託料に各小中学校の教員用パソコンのデータを六戸学園へ移行するための小中学校既存データ移行業務ほかで151万9,000円を計上いたしました。

20ページをお開き願います。

6項保健体育費、1目保健体育総務費は、18節負担金、補助及び交付金にメイプルマラソン大会の中止に伴い、メイプルマラソン大会実行委員会補助金100万円を減額計上いたしました。

以上で議案第54号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 令和6年度六戸町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第55号 令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(佐藤良一君)

議案第55号 令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

議案書58ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億8,223万1,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書に基づき説明いたします。

事項別明細書の29ページをご覧ください。

今回の補正予算は、人件費の精査により増額するものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

7款繰入金、1項他会計繰入金に、人件費等の一般会計繰入金として32万9,000円を増額計上いたしました。

次に、下段の表、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費は、給料や職員手当等、共済費の人件費の精査により32万9,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第55号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第56号 令和6年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（辻浦宗典君）

議案第56号 令和6年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書60ページをお開き願います。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,506万8,000円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額については、第1表によるものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

37ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

下段の9款繰入金、2項基金繰入金は、歳出予算の補正との関連におきまして、増額計上いたしました。

39ページをお開き願います。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費は、青森県人事委員会勧告に伴う人件費の調整と介護保険法関連書籍追録購入費用として237万円を増額計上いたしました。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、今後の介護給付費の見通しにより、1目居宅介護サービス給付費に3,058万円増額計上。5目施設介護サービス給付費に3,058万円減額計上いたしました。

40ページをお開き願います。

4款基金積立金、1項基金積立金は、介護保険財政調整基金利息の増加により8万3,000円を増額計上いたしました。

5款地域支援事業費では、青森県人事委員会勧告と最低賃金の改正に伴う人件費の調整により、2項一般介護予防事業費は48万3,000円を増額計上。

40ページ下段から41ページ上段の3項包括的支援事業・任意事業費に28万2,000円を増額計上いたしました。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、令和5年度の介護給付費財政調整交付金の確定により、超過交付となった交付金返還金として1万5,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第56号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 令和6年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第57号 令和6年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

議案第57号 令和6年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書62ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,783万2,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書に基づき説明いたします。

事項別明細書49ページをご覧ください。

今回の補正予算は、人件費の精査により増額するものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項繰入金に、事務費分の一般会計繰入金として14万1,000円を増額計上。

次に、下段の表、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費は、給料や職員手当等の人件費の精査により14万1,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第57号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 令和6年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第58号 令和6年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（柴山英夫君）

議案第58号 令和6年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書64ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,105万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,290万5,000円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額については第1表によるものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

説明書の55ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。

1 款診療収入につきましては、2 目諸検診等収入として、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う接種費用として1,927万8,000円を増額計上いたしました。

3 款県支出金につきましては、電源立地地域対策交付金の交付決定により68万2,000円を

減額計上いたしました。

4 款繰入金につきましては、歳出予算の補正との関連におきまして、一般会計からの繰入金を375万3,000円増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

57ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の給与費等については、青森県人事委員会勧告による補正でございます。

2 款医業費、1 項医業費、2 目医療用消耗機材費、10 節需用費では検査試薬購入費用として238万円を増額計上、3 目医療衛生材料費、10 節需用費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴うワクチンの購入費用として1,502万5,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第58号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 令和6年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第59号 令和6年度六戸町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (円子国浩君)

議案第59号 令和6年度六戸町下水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

議案書の66ページからとなります。

第2条の収益的収入及び支出は、収入の第1款下水道事業収益は3,503万7,000円増額し、補正後の額を6億7,921万8,000円とするもので、科目の内訳としましては、第1項営業収益を308万2,000円、第2項営業外収益を543万6,000円、第3項特別利益を2,651万9,000円それぞれ増額するものであります。

次の67ページの支出ですが、第2款下水道事業費用は2,274万5,000円減額し、補正後の額を6億2,318万4,000円とするもので、内訳としましては、第1項営業費用856万8,000円、第2項営業外費用723万7,000円、第3項特別損失694万円、それぞれ減額するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出は、収入の第3款資本的収入を3,281万1,000円減額し、補正後の額を3億6,671万1,000円とするもので、科目の内訳としましては、第1項企業債1,060万円、第6項補助金1,710万円、第10項基金収入511万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

次の68ページの支出では、第4款資本的支出を3,293万4,000円減額し、補正後の額を4億1,285万3,000円とするもので、内訳は、第1項建設改良費は3,305万1,000円の減額とし、第4項その他資本的支出は11万7,000円の増額とするものであります。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を26万2,000円増額するものであります。

補正の主な内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の68ページをお開き下さい。

最初に、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収益的収入の1款下水道事業収益、1項営業収益は、1目下水道使用料を実績見込みにより321万2,000円増額し、2項営業外収益の7目雑収益532万円と3項特別利益の3目その他特別利益2,651万9,000円は、それぞれ修正申告に伴う消費税還付金を増額計上いたしました。

次の69ページから70ページは、収益的支出になります。

2款下水道事業費用、1項営業費用の1目管渠費の光熱水費及び2目ポンプ場費の動力費は電気料金の値上げに伴う不足分の増額補正で、1目管渠費の工事請負費と、次のページの6目総係費の委託料については、実績見込による減額補正となります。

総係費の給料及び手当等につきましては、県人事委員会勧告に伴う増額補正となり、2項営業外費用の2目消費税及び地方消費税と、3項特別損失のその他特別損失は、消費税修正申告に伴う減額補正となります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

71ページとなります。

収入の3款資本的収入については、1項企業債、6項補助金及び10項基金収入を社会資本整備総合交付金の確定に伴い減額補正するものであります。

72ページの支出は、4款資本的支出の1項建設改良費、1目管路建設改良費については、収入と同じく社会資本整備総合交付金の確定及び実績見込による減額補正となります。

以上で議案第59号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 令和6年度六戸町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第60号 工事の請負契約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

議案説明の前に、六戸学園建設事業の11月末での工事の進捗状況をお知らせしたいと思いますが、議長よろしいでしょうか。

議 長（下田敏美君）

はい。よろしいです。

教育課長（長谷 智君）

ありがとうございます。

学校校舎及び屋内運動場に係る建築工事の進捗は85.4%、電気設備工事は75.0%、機械設備工事は85.0%となっております。

図書館工事につきましては45.4%、外構その1工事は4.0%、外構その2工事は35.0%、グラウンド等整備工事は40.0%、防災機能整備工事につきましては75.5%となっております。

10月末と比較しまして、それぞれの工事で1%から30.5%ほど進んでいる状況でございますけれども、今後とも安全管理を徹底し、随時進めてまいりたいと思います。

それでは、議案第60号についてご説明いたします。

議案書は69ページになります。あわせて、補足資料の35ページをご参照願います。

本議案は、次のとおり工事の請負契約を変更するものであります。

（仮称）六戸町立義務教育学校六戸学園建築工事につきまして、設備等を追加したことにより、契約額等を変更するものであります。

追加の内容につきましては、屋内運動場、体育館になりますが、約700席の移動観覧席と収納ステージを追加したほか、屋内運動場の敷地内の高低差を調整するため盛土を行い、学校に設置する書籍棚の家具と各工種において精査しました。

請負代金の変更前の額は54億3,233万9,000円、変更後は55億6,097万3,000円で、1億2,863万4,000円の増額となり、全て継続費で計上しております予算の範囲内となります。

以上で議案第60号の説明とします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 工事の請負契約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第61号 工事の請負契約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長 (長谷 智君)

議案第61号についてご説明いたします。

議案書は71ページになります。あわせて、補足資料の36ページをご参照願います。

本議案は、次のとおり工事の請負契約を変更するものであります。

(仮称)六戸町立義務教育学校六戸学園電気設備工事につきまして、設備等を追加したことにより、契約額を変更するものであります。

その内容につきましては、外部用防犯カメラ及び監視装置を追加したほか、各工種において精査をしました。

請負代金の変更前の額は7億1,225万円、変更後は7億3,283万1,000円で、2,058万1,000円の増額となり、継続費で計上しております予算の範囲内となっております。

以上で議案第61号の説明とします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 工事の請負契約の変更については原案のとおり可決いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、令和6年第7回六戸町議会定例会を閉会いたします。

起立願います。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前11時09分）